

## 高山市町内会防犯灯設置事業補助金 申請マニュアル

高山市では、町内会が維持管理している防犯灯の新設に要する経費の一部を補助します。  
申請に先立ち、町内会で、防犯灯を設置する目的や必要性、防犯灯を設置することが課題(困っていること)を解決する手段として適しているかどうかなどを、話し合ってください、申請してください。

### 1. 補助対象事業・補助率等

- ・町内会が行う防犯灯の新設が対象です。
- ・補助率 4分の1 (千円未満切り捨て)
- ・上限額 35,000円 (1灯あたり)

※申請時に添付していただく「チェックシート」と、現地確認を行ない、補助対象となるかどうかを判断させていただきます。

※1灯あたりの補助額は「必要経費×消費税×補助率」の千円未満切捨て

(例: 1灯あたり 25,000円 (税込) ×補助率 1/4=6,250円

⇒千円未満切捨てのため、補助額は6,000円

### 2. 申請方法

申請期間内の事業着手前に協働推進課に必要書類 (裏面にあり) を提出してください。

※事業着手後の申請は受付できません。

### 3. 新設の基準

- ・町内会で、防犯上の課題の解決策としてこの方法でよいかどうか、十分に協議していただくこと。
- ・電気代を負担するまちづくり協議会の同意を得ること。
- ・設置場所は、防犯上必要な場所であること。  
(駐車場など特定の住民のみの受益となる場所は対象外です。)
- ・照明器具は、LED灯で中部電力の契約区分が10VA以下であること。また、景観に配慮したものであること(景観重点区域などの場合)。
- ・設置する電柱の所有者や設置場所の土地所有者など、他の権利者の承諾を得ること。

※チェックシートで確認してください。

裏面に続きます

## 申請時の必要書類

- 1. 高山市町内会防犯灯設置事業補助金交付申請書(様式有)※押印不要
- 2. 事業実施計画書(様式有)
- 3. 事業実施位置図(住宅地図など)
- 4. 工事費用見積書の写し(設置する照明器具の電力会社入力容量が明記されていること)
- 5. 現況写真(防犯灯の設置場所の全景が分かるもの)
- 6. 電柱等に設置する場合は電柱管理者(中電、NTT など)の承諾書の写し、他人の土地にポール等を設置する場合は、土地所有者の承諾書の写し など  
※NTT 柱に添架する場合、NTT からの承諾に3か月程度かかる場合がありますので、最初に確認してください。
- 7. 防犯灯新設基準チェックシート

## 事業終了時の必要書類

- 1. 高山市町内会防犯灯改修等事業補助金実績報告書(様式有)※押印不要
- 2. 事業実施報告書(様式有)  
※事業終了日は領収書の日付を記入してください。
- 3. 完成写真(防犯灯の全景が分かるもの)
- 4. 工事事業者へ支払ったことが分かる領収書の写し
- 5. 電気料金区分を変更したことが分かるものの写し(電力会社の申込システムの画面を印刷したものなど)
- 6. 補助金請求書(補助決定時に送付します。)
- 7. 振込口座(金融機関、支店、口座名義人、口座の種別、口座番号)が分かるもの

※各種様式は市 HP に掲載しています。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 申請・問合せ先

高山市 市民活動部 協働推進課

住所: 高山市花岡町 2-18(市役所本庁3階)

電話: 0577-35-3412 FAX: 0577-35-3414 E-mail: kyoudou@city.takayama.lg.jp